

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月17日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1の3（第13条の2関係）		別表第1の3（第13条の2関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
高速自動車国道四国横断自動車道	東かがわ市坂元徳島県境から 観音寺市豊浜町箕浦愛媛県境まで	高速自動車国道四国横断自動車道	東かがわ市坂元徳島県境から <u>さぬき市鶴羽字東良谷2074番地先まで</u> <u>高松市前田東町字東本村376番1地先から</u> 観音寺市豊浜町箕浦愛媛県境まで
略		略	
一般国道11号高松東道路	木田郡三木町大字井上字池上2287番1地先から 高松市上天神町中坪529番1地先まで	一般国道11号高松東道路	<u>さぬき市鶴羽字東良谷2074番地先から</u> <u>木田郡三木町大字井上字池上2287番1地先まで</u> <u>木田郡三木町大字井上字池上2287番1地先から</u> <u>木田郡三木町大字池戸1654番4地先まで</u> 木田郡三木町大字井上字池上2287番1地先から 高松市上天神町中坪529番1地先まで
略		略	

附 則

この規則は、平成29年11月21日から施行する。